

国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針

平成14年2月1日決定
平成15年3月18日改定
平成16年2月23日改定
平成18年3月9日改定
平成22年6月25日改定
国土交通省独立行政法人評価委員会

国土交通省の独立行政法人評価委員会（以下、評価委員会という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人の業務実績の評価に関する基本方針を以下のとおり決定した。

この基本方針は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第39条において当委員会に作成が求められている「評価の基準」であり、今後、この基本方針に基づき客観的かつ中立公正に業務実績の評価を実施していくことを基本とする。ただし、法人の特殊事情により、この基本方針によりがたい場合は、委員長の同意を得て、当該法人に係る分科会において評価の基準を別に定めることができるものとする。

I. 業務実績評価の趣旨

中央省庁等改革の一環として導入された独立行政法人制度は、それまで国が行っていた公共的な事務事業を透明性の確保を図りつつ、独立行政法人（以下、法人という。）の自主性を活かした業務運営を行うことにより、業務運営の質の向上や効率化を図り、真に国民のニーズに即応したサービスの提供を目指すことを目的としている。

このための仕組みとして、主務大臣が達成すべき中期目標を設定し、法人は自ら策定する中期計画、年度計画に基づいて自主的かつ自律的に業務運営を行うとともに、独立行政法人評価委員会が業務実績を途中及び事後に評価し、その結果を法人自身の業務改善や主務大臣による新たな目標設定等へ反映させるという「マネジメント・サイクル」を基本とするシステムが設けられた。

この枠組みのもとで実施される業務実績評価は、中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下、中期目標評価という。）及び各事業年度における業務の実績に関する評価（以下、年度評価という。）とで構成されるが、それらの趣旨・位置づけ等は次のとおりである。

(1) 評価の内容

中期目標評価	年度評価
①中期目標期間における中期目標の達成状況の調査	①当該事業年度における中期計画の実施状況の調査
②中期目標期間における中期目標の達成状況の分析	②当該事業年度における中期計画の実施状況の分析
③上記を考慮した業務実績全体についての総合的な評定	③上記を考慮した業務実績全体についての総合的な評定

(2) 評価の趣旨

中期目標評価	年度評価
○主務大臣が指示した中期目標に照らした評価	○法人が策定した中期計画に照らした評価 ○法人が業務運営や年度計画の策定に当たり踏まえるべき評価

(3) 評価の位置付け

中期目標評価	年度評価
○独立行政法人評価制度の中核となる評価	○中期目標の途中段階としての中間的評価

(4) 評価の目的

中期目標評価	年度評価
○中期目標を効果的かつ効率的に達成したかどうかを評価	○法人の業務が公共上の見地から確実に実施されているか否か、また適正かつ効率的な業務運営に努めているかどうかを評価 ○中期目標の効果的かつ効率的な達成に向けた業務運営の自主的、積極的な改善を促す

II. 年度評価について

1. 基本的考え方

年度評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析等を行い、法人が効率的・効果的に業務を行っているかどうかを評価するものであり、「業務運営評価」と「総合評価」で構成する。

(1) 業務運営評価

業務の効率化や質の向上等、運営の改善に向けた取組みを中心として、各法人の主要な業務に関する国民への説明責任を果たすという観点にも留意して、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を、中期計画が定める各項目ごとの評定を積み上げることにより評価する。

(2) 総合評価

業務運営評価による評定を踏まえ、中期計画の達成に向けた実施状況を全般的に評価する

2. 業務運営評価

(1) 評価方法

法人は、年度業務実績報告書において、中期計画の各項目についてその実績等を次の区分にしたがって、評価委員会に報告（年度業務実績報告）することとし、評価委員会は、その内容を踏まえ、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を評価する。

法人は、年度業務実績報告に当たり、適切な指標の開発を行うよう努めるとともに、できる限り客観的な情報・データを用いた具体的な説明を行うよう、留意する。

〔1〕中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合

【報告する事項】

- ①年度計画における目標値設定の考え方
- ②実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）
- ③実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し
- ④その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

〔2〕上記以外の場合

【報告する事項】

- ①年度計画における目標設定の考え方
- ②当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
- ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 判断基準

①個別項目ごとの認定

○ 年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうる

ものとする。

SS	：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
S	：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
A	：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
B	：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
C	：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- その際、当該年度の実績値を単に形式的にみて認定するのではなく、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を実質的に検討することとする。
- 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。
- なお、法人の主要な業務の実施状況の評価については、法人の自己評価結果などを活用しうるものとし、関係項目で、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を評価する。

②業務運営評価における実施状況全体に係る判断

業務運営評価の個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。

3. 総合評価

(1) 記述による業務全体に対する評価

法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにするものである。

なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。

(2) 総合評定

業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階（SS、S、A、B、C）により行う。

III. 中期目標評価について

1. 基本的考え方

中期目標評価は、独立行政法人評価制度の中核となる評価であり、法人による業務運営の自主性・自律性の発揮を期待する制度の趣旨を尊重しつつ、法人が提供する公共的サービスの受益者の視点や、効率化・質の向上の実現等を求める国民一般の視点から、総合的な評価を行うものとする。

2. 中期目標評価の観点

中期目標評価は、中期目標の達成度合いを総合的に評価するものであり、中期目標期間を通じた業務面及び運営面を含めた法人の経営（マネジメント）全体について、次のような多面的な観点から行う。

- ①業務面において、法人の社会的使命を果たし、国民のニーズを十分満たしたかたちで成果（アウトカム）を達成したか。
- ②運営面において、法人の改善に向けた取組みの結果、どのような効果をあげたか。
- ③業務面及び運営面を含めた法人の経営（マネジメント）全般が、法人の社会的使命を的確に遂行する上で適切になされているか、また、今後も改善努力の継続が期待できるか。

3. 中期目標評価の構成

中期目標評価は、業務運営評価と総合評価により構成する。

4. 業務運営評価

(1) 評価方法

法人は、中期目標に係る業務実績報告書において、中期目標の各項目についてその実績等を次の区分にしたがって、評価委員会に報告（中期目標期間業務実績報告）することとし、評価委員会は、その内容を踏まえ、中期目標の達成状況を評価する。

〔1〕中期目標において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定されている場合

【報告する事項】

- ①実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）
- ②実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し
- ③その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

〔2〕上記以外の場合

【報告する事項】

- ①中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し
- ②その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 判断基準

①個別項目ごとの認定

- 中期目標に係る業務実績報告の各項目ごとに、達成状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。

SS	:中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げていると認められる。
S	:中期目標の達成状況として優れた実績を上げていると認められる。
A	:中期目標の達成状況として着実な実績を上げていると認められる。
B	:中期目標の達成状況として概ね着実な実績を上げていると認められる。
C	:中期目標の達成状況として十分な実績を上げていると認められない。

- その際、中期目標期間の実績値を単に形式的にみて認定するのではなく、中期目標の達成状況を実質的に検討することとする。
- 各項目ごとに、中期目標の達成状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。
- なお、法人の主要な業務の実施状況の評価については、法人の自己評価結果などを活用しうるものとし、関係項目で、中期目標の達成状況を評価する。

②業務運営評価における実施状況全体に係る判断

業務運営評価の個別項目の認定結果から、中期目標の達成状況を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。

5. 総合評価

(1) 記述による業務全体に対する評価

法人の業務全般について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、中期目標の達成状況、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価する。当該法人の中期目標期間における業務の実績を簡潔に記述することにより、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにするものである。

なお、中期目標に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。

(2) 総合評定

評価委員会は、業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階（SS、S、A、B、C）により行う。